

# 下関市立大学名誉教授の称号授与規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 4 1 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号  
平成 27 年 3 月 26 日規程第 52 号  
令和 2 年 5 月 1 日規程第 33 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 106 条の規定に基づき、下関市立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の基準)

第 2 条 名誉教授の称号は、本学を退職した者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考によって授与する。

- (1) 本学の教授として、15 年以上勤務し（学長としての勤務年数を含む。）、教育上又は学術上の功績があった者
- (2) 本学の学長又は副学長として、大学の運営に関し特に功労顕著であった者
- (3) 本学の教授、准教授又は専任講師として勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者（第 1 号に規定する者を除く。）

(通算の基準)

第 3 条 前条第 1 号の勤務年数には、次の各号に掲げる年数を通算することができる。

- (1) 本学の助教授及び准教授としての合計勤務年数はその 3 分の 2 の年数、専任講師及び助教としての合計勤務年数はその 2 分の 1 の年数
- (2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数はその 3 分の 2 の年数、助教授及び准教授としての合計勤務年数はその 2 分の 1 の年数、専任講師及び助教としての合計勤務年数はその 3 分の 1 の年数

(選考の手続き)

第 4 条 学長は、第 2 条の該当者に名誉教授の称号を授与しようとするときは、教員人事評価委員会にその審査を付託する。

2 学長から前項の規定により審査を付託された場合には、教員人事評価委員会は、対象者の教育研究業績に係る名誉教授の称号授与の妥当性について審査を行う。

3 学長は、前項の審査において妥当とされた場合は名誉教授の称号授与を決定する。

(称号の授与)

第 5 条 名誉教授の称号の授与は、学長が別記様式の証書を交付して行うものとする。

(礼遇)

第 6 条 名誉教授に対しては、本学の諸式典その他重要な行事への招待、研究上の諸施設利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇するこ

とができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に本学に在職し、第2条の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、教授会の意見を聴いたうえで学長が適当と認めた者には、名誉教授の称号を授与できる。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月1日規程第33号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。